

公益財団法人あきた移植医療協会役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人あきた移植医療協会（以下「協会」という。）定款第13条（評議員の報酬等）及び第29条（役員報酬等）の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員が、協会の理事会及び評議員会に出席したときは、報酬を支給する。また、監事が監査を行ったときは報酬を支給する。

- 2 前条の報酬の額は、別表のとおりとする。
- 3 役員及び評議員のうち、国及び地方公共団体の職員には報酬等並びに費用は支給しない。
- 4 協会は、役員及び評議員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。

(費用の支給)

第4条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席するために経費を要する場合には、職員等の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第5条 役員及び評議員への支払い方法は、理事会及び評議員会に出席する都度、現金により支給する。また、監事が監査を行う都度、現金により支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、Web等により理事会又は評議員会を開催する場合、現

金により支給することが著しく困難なときは、銀行振込により支給することができる。監事が Web 等により監査を行う場合で、現金により支給することが著しく困難なときも、同様とする。

(公 表)

第6条 協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人あきた移植医療協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、評議員会の決議のあった日(令和3年1月20日)から施行する。

別表 役員及び評議員の報酬

| | | |
|---|------------|--------------|
| 役員（理事）の報酬 役員が理事会及び評議員会 に出席した場合 | 1回 3,000円 | 年総額 300,000円 |
| 役員（監事）の報酬 役員（監事）が理事会及び 評議員会に出席した場合 | 1回 3,000円 | 年総額 60,000円 |
| 評議員の報酬 評議員が評議員会に出席し た場合 | 1回 3,000円 | 年総額 300,000円 |
| 監事が業務監査、会計監査 その他協会の運営上、必要 な監査を行った場合 | 1回 10,000円 | 年総額 100,000円 |